

## 国から地方への税源移譲を基本とする三位一体改革の実現を求める件

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税を併せた政策減税、景気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大し、危機的な状況にあります。

本市においても、行財政改革に積極的に取り組んでいます。しかし、少子・高齢化への対応、地域経済の活性化等の新たな行政課題に直面しており、このような地域ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、自己決定・自己責任に基づく地方財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

政府においては、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む財源配分のあり方を三位一体で改革することとされています。この三位一体の改革に当たっては、地方分権の基本理念を踏まえ、地方分権改革の残された最大の課題である、国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠です。

しかしながら、平成15年6月6日に地方分権改革推進会議から内閣総理大臣に対して提出された「三位一体の改革についての意見」は、抜本的な税源移譲について増税を伴う税制改革が行われる時まで先送りし、一方で国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の改革を先行するという、地方税財源の充実強化よりも国の行財政改革を優先したものとなっております。これは、これまで築き上げてきた地方分権の流れに反するものであり、到底受け入れられるものではありません。

よって、国会及び政府におかれては、地方分権を一層推進する観点から、国から地方への税源移譲を基本とする真の三位一体改革の実現を図られるよう、以下の事項について強く要望します。

- ① 地方自らの責任と判断に応じた財政運営を確立するため、消費税・所得税・法人税等の基幹税の再配分を基本とする税源移譲等を行うことにより地方税財源を充実強化すること。
- ② 国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への負担の転嫁とならないよう、税源移譲等と一体的に進めるとともに、地方の意見を反映した実効的な削減計画を策定すること。
- ③ 地方交付税の改革に当たっては、税源移譲と国庫補助負担金の見直しと一体となった措置を行うとともに、国と地方の新たな役割分担に応じ、地方が標準的な行政サービスを安定的に提供できるよう、財源の保障と税源偏在の調整双方の機能を重視すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年6月20日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済財政政策担当大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣様

仙台市議会議長 鈴木繁雄